

主治医意見書の作成料の請求区分と請求金額

佐世保市では主治医意見書の作成料の請求区分と請求金額を以下のとおりとしておりますので、ご確認をお願いいたします。

主治医意見書作成料の請求区分

①新規・継続について

- 新規 ⇨ 請求を行う医療機関で初めて作成を行ったか、もしくは過去5年以内に同医療機関にて作成を行っていない場合
- 継続 ⇨ 請求を行う医療機関で過去5年以内に作成を行ったことがある場合

②在宅・施設について

- 在宅 ⇨ 自宅など、医療機関が健康管理等を行う入所機能を有する施設に入所していない場合。
- 施設 ⇨ 請求を行う医療機関への入院、または請求を行う医療機関が健康管理等を行う入所機能を有する施設に入所しており、入院・入所中の情報を基に意見書を作成する場合

※施設の考え方について

(例1)グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等の入所者は施設扱いとなるのか？

医師の配置義務が無い施設については、「在宅」扱いとする。

(例2)退院後すぐに外来受診。主治医意見書を外来受診後に作成した場合は？

外来受診時の内容も考慮しての作成と考えられ、「在宅」扱いとする。

主治医意見書作成料の請求金額

主治医意見書作成料の請求金額は以下のとおりです。

	在宅+(消費税)	施設+(消費税)
新規	5000円+(500円)	4000円+(400円)
継続	4000円+(400円)	3000円+(300円)

初診料・検査費用の請求

主治医意見書を記載するにあたり、基本的な診察および基本的な検査を行った場合の介護保険への請求については、国の基準に則り以下のとおりとします。

※ 初診料・検査費用を介護保険から支払う場合の要件

- ・ 初めての方あるいは長期間診察等をしていない方で、主訴・異和がなく、主治医意見書の記載を求めてきた場合
 - ⇨ 基本的な診療を行い、初診料を支払います
- ・ 基本的な診療を行った結果、特に医学的問題がない場合で、医師の判断により必要に応じて基本的な検査を行った結果、医療の必要を認めずその結果に基づき主治医意見書を作成する場合
 - ⇨ 基本的な検査の費用を支払います